平成２４年（フ）第２０１８号
名古屋市東区芳野１丁目２番３号
破産者　名豊建設株式会社
１　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
２　一般調査期日　平成25年５月14日午後２時20分
平成25年２月６日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第１０４１号
京都市北区紫野上御所田町28番地１、申立時の住所京都市上京区芦山寺通大宮西入中社町370番地
破産者　山岡　寛次
１　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
２　一般調査期日　平成25年５月９日午後３時
平成25年２月７日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第７２号
兵庫県豊岡市但東町小谷338番地の１
破産者　坂岡　要一
１　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
２　一般調査期日　平成25年４月９日午後４時40分
平成25年２月５日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係
平成２４年（フ）第３４２号
大分市下郡東１丁目８番10―105号　サニーコート野崎
破産者　安部　礼史
１　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
２　一般調査期日　平成25年５月14日午前11時
平成25年２月７日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２２２号
大阪市西区新町１丁目４番26号
破産者　テクノ・ナミケン株式会社
１　期日　平成25年３月11日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２３２６号
大阪府貝塚市二色中町９番１
破産者　長見ヒューム管株式会社
１　期日　平成25年３月11日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２３２７号
最後の住所大阪府貝塚市堤207番地
破産者　被相続人亡長見次男相続財産
１　期日　平成25年３月11日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２３年（フ）第４５号
福岡市早良区飯倉４丁目20番15号
破産者　丸田ミチ子
異議申述期間　平成25年３月28日まで
平成25年２月７日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係
平成２４年（フ）第１１２号
松江市浜佐田町860番地１　ＴＡＫＥ―ＵＰⅢ303号、前住所松江市南平台24番７号
破産者　多久和博生
異議申述期間　平成25年４月４日まで
平成25年２月７日　松江地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第１１３号
松江市浜佐田町860番地１　ＴＡＫＥ―ＵＰⅢ303号、前住所松江市南平台24番７号
破産者　多久和奈津代
異議申述期間　平成25年４月４日まで
平成25年２月７日　松江地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第９号
北九州市若松区本町１丁目５番６号
清算株式会社　旭海運株式会社
代表清算人　大畑　雅則
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第６０号
横浜市鶴見区生麦３丁目15番22号
清算株式会社　株式会社ラムズコーポレーション
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（ヒ）第１２号
宮崎市霧島４丁目111番地１
清算株式会社　株式会社モリタカ
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
群馬県高崎市双葉町３番１号
再生債務者　株式会社プリモテック
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年４月16日から平成25年４月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第１号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋1353番地
再生債務者　久場兼一郎
特別調査期間　平成25年２月20日から平成25年２月22日まで
平成25年２月４日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成２０年（再）第５号
福島県耶麻郡猪苗代町字本町27番地３
再生債務者　有限会社東日本レンタル
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年２月５日
福島地方裁判所会津若松支部
平成２４年（再）第１号
神戸市中央区神戸空港10番
再生債務者　海上アクセス株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年２月４日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続廃止

平成２２年（再）第６号
三重県津市雲出本郷町1800番地１
再生債務者　株式会社中京
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成25年２月６日　津地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１号
青森県八戸市大字市川町字上大谷地38番地41
再生債務者　木村　政人
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月５日から平成25年３月19日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係
平成２４年（再イ）第７５号
埼玉県春日部市南４丁目12番14号
再生債務者　小西　惠三
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月12日から平成25年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
平成２４年（再イ）第７６号
埼玉県春日部市南４丁目12番14号
再生債務者　小西美津枝
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月12日から平成25年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係